

「令和7年度やまなし産業大賞」募集要項

山梨県では、本県産業の発展、地域経済の活性化に対する貢献が顕著な企業等を顕彰することにより、県内企業の活動意欲を高め、地域の核となる企業を育成することを目的とし、平成21年度にやまなし産業大賞を創設しました。令和7年度は、第17回となります。

1 賞の種類

製品、部品、技術又はサービスであって、新規性・独創性、技術的完成度、市場性、成長性などに優れた画期的なものを対象とします。

○次の賞が授与されます。なお、賞には、該当がない場合もあります。

最優秀賞 1件 <賞状、記念品、奨励金20万円、
PR奨励金上限50万円>

※PR奨励金の受領は、実施計画書の提出と事後の成果物の提出が必要となります。

優秀賞 1件 <賞状、記念品、奨励金10万円>

優秀賞（小規模事業者）1件 <賞状、記念品、奨励金10万円>

※小規模事業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定される「小規模企業者」のこと

2 募集対象の要件

- (1) 県内に、本社又は工場、研究所その他の活動拠点がある企業（団体を含む）であること
- (2) 県内の活動拠点等で開発、製造又はサービスを提供していること
- (3) 応募時点で、販売又は提供されているもので、販売又は提供開始後概ね5年を経過していないこと
- (4) 応募対象に関連して、知的財産権の帰属に関する争いや、権利侵害等に関する主張を受けていないこと
- (5) 大賞受賞に相応しくない事由がないこと
- (6) 自己または自社役員等が、次の各号のいずれかに該当するものでないこと、また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契

約を締結している者

3 審査基準等

《審査に当たっての基本的考え方》

- | | |
|-------------|---|
| (1) 新規性・独創性 | 独創性に富んだ新しい製品、技術又は顧客にとって利便性の高いサービスであること、高度な技術を活用していること、独自のビジネスモデルを有しているか |
| (2) 技術的完成度 | 品質・性能において、既存の技術と比較して優秀であること、使用感や操作性が良好で安全性や環境に配慮していること、おもてなしを重視し、安全・安心に配慮したサービスであること |
| (3) 市場性 | 価値に見合う価格であること、ターゲットとする顧客・市場にインパクトを与えていること、他の企業や地域に対する経済的効果が期待できること |
| (4) 成長性 | 開発した製品、技術又はサービスを活用して、新たな開発が展開できること、10年後に企業の核となる事業に発展する可能性があること、地域や同業種の発展に寄与できること |
| (5) その他 | 自身の魅力（経営資源、強み）、提供する製品・サービスの顧客・市場・競争関係等の現状分析ができていること、職場環境向上への課題解決及び将来目標達成に向けた人材育成に対する取組、社会的責任に対する取組みが実施されていること、目指すべき理想的な姿に対し、現状分析を踏まえた戦略課題が具体的に検討されていること |

4 審査方法

応募書類を基に、学識経験者等で構成される審査委員会での口頭発表（プレゼンテーション）及び審査員との質疑応答により賞を選定します。

審査の日時、場所については、改めてお知らせいたします。

5 応募方法

- ・別紙の「令和7年度やまなし産業大賞応募申込書」及び「別紙1 誓約書」に必要事項を記入し、「直近の決算書」を添付の上、令和7年5月19日（月）から令和7年8月8日（金）までに山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課まで送付するか、ご持参ください（郵送の場合は必着）。なお、受付時間は8：30～17：15とさせていただきます。

ただし、応募期間中であっても土日祝祭日には、持参による受付は行っておりません。

- ・応募単位は、県内に本社のある企業の場合は、原則としてその企業単位となります。県内に本社のない企業の場合は、原則として県内に所在する事業所全体を単位とします。
- ・本賞の対象は製品、技術又はサービスが対象ですが、異なる製品、技術又はサービスであっても同一企業が複数応募することはできません。

- ・応募は、自薦・他薦を問いません。他薦の場合は、申込書の該当欄に推薦者の押印が必要となります。
- ・応募の際には、応募案件に関する説明資料としてパンフレットや説明書、写真等を添付してください。説明資料を添付する場合は、同一のものを10部ご提出ください。
- ・応募書類の不備や、必要な資料等がある場合は、再提出や追加提出を求めることがあります。
- ・応募書類は、返却いたしません。

○応募申込書の様式は、県庁ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.yamanashi.jp/startup/sangyo-taisho/boshu2025.html>

県庁トップページ→ しごと・産業 → 補助・支援 → 商工業・サービス業 →
その他支援制度等 → 令和7年度やまなし産業大賞の募集について

6 応募期間

令和7年5月19日（月）～8月8日（金）

7 書類提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県 産業政策部 スタートアップ・経営支援課 経営革新支援担当

8 結果発表（予定）

令和7年10月下旬にプレス発表するとともに、県庁のホームページで公表し、受賞者には直接通知します。

9 表彰式

令和7年10月下旬に表彰式を開催する予定です。

応募・問い合わせ先

山梨県 産業政策部 スタートアップ・経営支援課
経営革新支援担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
TEL 055-223-1541 FAX 055-223-1564